

「広告等に関する指針」改定案に係る意見及び対応案について（債券）

	該当ページ 及び項目など	追加・修正の検討事項	検討の趣旨、背景、理由など	対応案	検討結果 ※会議後に追加
「Ⅲ. 債券」部分の構成について					
1	26～27 ページ 1. 新発債に 関する広告等 (2)表示する ことが望まし い事項	「表示することが望ましい事項」で列挙する各項目は商品毎に必要な記載事項、望ましい事項に分けて記載してはどうか？（既発債についても同様）	現行指針では、必要表示事項か望ましい事項かは、商品区分や新発・既発の区分により異なっているが、改定案のようにこれらの区分を超えて集約された形になると、実務上わかりづらいと思われるため。	○ワーキングで検討する。	広告指針(平成 23 年 7 月 4 日付) 30 頁の「2. 既発債における広告等」の構成については、第 7 回ワーキングにおける資料（資料 1）のとおり修正することとし、それ以外の「Ⅲ. 債券」における項目の構成については広告指針（平成 23 年 7 月 4 日付）のとおりとすることとなった。
	26～27 ページ (2)表示する ことが望まし い事項	表示することが望ましい事項に銘柄名、利率、償還日、発行価格等、従来の指針の必要表示事項としていた項目については、今後も必要記載事項等として記載を残すべきと考えます。	作成側、審査側双方にとって、項目の列挙がされていた方が、指針として使用しやすい。	同上。	同上。
	30 ページ 2. 既発債に おける広告等	従来型の商品別の項目としての必要記載事項、表示することが望ましい事項の記載はあった方が	作成側、審査側双方にとって、項目の列挙がされていた方が、指針として使用しやすい。	同上。	同上。

	該当ページ 及び項目など	追加・修正の検討事項	検討の趣旨、背景、理由など	対応案	検討結果 ※会議後に追加
		良いと考えます。	但し、私募債の記載については、 このままで良いと考えます。		
1. 新発債に関する広告等 (26 ページ～)					
2	27 ページ (3) 具体的な 留意事項 ②債券の発行 会社が開示し た業務予想等 を表示する場 合	「販売用資料として」を「広告等 として」に変更する。	Ⅲ. 1. の表題「新発債における 広告等」及びⅡ. 1. (3) ②との 平仄を検討すべきではないか。	○修正する。 ・意見のとおり修正する。	同左。
	27 ページ (3) 具体的な 留意事項 ③格付及び自 社又は第三者 による評価又 は分析	「販売用資料として」を「広告等 として」に変更する。	Ⅲ. 1. の表題「新発債における 広告等」との平仄を検討すべきで はないか。	同上。	同左。
3	27 ページ (3) 具体的な	「販売用資料に登録信用格付業 者（金商法第 66 条の 27 に規定す	登録信用格付業者名の表示で十 分と思われるため。	○修正する ・「登録番号」の表示を求めたのは、	左記のとおり修正することと し、併せて、金融商品取引業等

	該当ページ 及び項目など	追加・修正の検討事項	検討の趣旨、背景、理由など	対応案	検討結果 ※会議後に追加
	留意事項 ③格付及び自 社又は第三者 による評価又 は分析	る内閣総理大臣への登録を行っ ている者) が付与した格付を記載 する場合は、格付及び登録番号 (登録信用格付業者名を併記) を 表示する。」とあるが、「登録番号」 の表示義務は外していただきた い。		グループ指定の無登録格付けを 表示する場合の説明事項に含ま れるためであるが、現行案の記載 ではすべからず記載が必要とな ってしまっているため、別記(但 し書き) するなどの対応を行う。 例えば、別記(但し書き) の記載 として「グループ指定の無登録格 付けを表示する場合には、金融商 品取引業等に関する内閣府令 116 条の 3 第 2 項各号に掲げる事 項を表示することが望ましい。」 が考えられる。	に関する内閣府令 116 条の 3 に 掲げられている無登録格付に係 る説明事項を「表示することが 望ましい事項」として列挙した 修正案を改めて事務局より提示 することとなった。
	27 ページ (3) 具体的な 留意事項 ③格付及び自 社又は第三者 による評価又 は分析	「販売用資料に登録信用格付業 者(金商法第 66 条の 27 に規定す る内閣総理大臣への登録を行っ ている者) が付与した格付を記載 する場合は、格付及び登録番号 (登録信用格付業者名を併記) を 表示する。」における「登録番号」 の削除。	法令上、信用格付業者の「登録番 号」を表示することは求められて いないと解しております。また、 「登録番号」の類は、番号を受け た者が表示するものであり、第三 者が表示を行うことには強い違 和感があります。したがって、「登 録番号」は削除すべきと考えま	同上。	同上。

平成 23 年 7 月 13 日
(第 7 回 WG 用)

	該当ページ 及び項目など	追加・修正の検討事項	検討の趣旨、背景、理由など	対応案	検討結果 ※会議後に追加
			す。		
	27 ページ (3) 具体的な 留意事項 ③格付及び自 社又は第三者 による評価又 は分析	登録信用格付業者が付与した格 付を記載する場合に、登録番号の 記載は不要としてほしい。	格付規制は、無登録格付を利用す る場合は、無登録格付けである 旨、及び必要な説明を行わなけれ ばならないというものであり、登 録格付利用時に制限を設ける必要 はないと考える。 登録格付を記載する場合は、従来 通り、格付と格付会社名を表示す ること十分であり、登録番号の 記載は投資家にとって必要な情 報であるとは考えられず、また、 紙面における情報量が多くなっ てしまう。	同上。	同上。
4	27 ページ (3) 具体的な 留意事項 ③格付及び自 社又は第三者 による評価又 は分析	③ 格付及び自社又は第三者に よる評価又は分析 販売用資料に登録信用格付業者 (金商法第 66 条の 27 に規定する 内閣総理大臣への登録を行って いる者) が付与した格付を記載す る場合は、格付及び登録番号(登	③ <u>信用格付</u> 及び自社又は第三 者による評価又は分析 販売用資料に登録信用格付業者 (金商法第 66 条の 27 に規定する 内閣総理大臣への登録を行って いる者) が付与した <u>信用格付</u> を記 載する場合は、信用格付並びに当	○修正する。 ・下線部について、「 <u>信用格付を記 載する場合は、併せて当該信用格 付を付与した登録信用格付業者 の名称(略称も可)を表示する。</u> 」 と修正する。	同左。

平成 23 年 7 月 13 日
(第 7 回 WG 用)

	該当ページ 及び項目など	追加・修正の検討事項	検討の趣旨、背景、理由など	対応案	検討結果 ※会議後に追加
		録信用格付業者名を併記) を表示する。	<u>該信用格付を付与した登録信用格付業者の名称及び登録番号を表示する。</u> では？		
	27 ページ (3) 具体的な留意事項 ③格付及び自社又は第三者による評価又は分析	<u>格付及び登録番号（登録信用格付業者名を併記）</u>	略称（R & I など）も可ということを明示的に表示したほうが良いと考えます。	同上。	同左。
5	27 ページ (3) 具体的な留意事項 ⑤利回りに関する表示	・利回りに関する表示について、長期のディープ・ディスカウント債の利回りを複利でなく単利で表示する等、不適切な利回りの表示方法が散見されている。 そこで、利回り表示に関する留意事項を「広告等に関する指針」に盛り込むべきである。		○修正する。 ・別紙 1 のとおり修正する。	当該記載の趣旨が明確になるよう、事務局より再度修正案を提示のうえ、改めて検討を行うこととなった。
(現行指針) 2. 投資元本割れのおそれがある旨の表示 (28 ページ～)					

	該当ページ 及び項目など	追加・修正の検討事項	検討の趣旨、背景、理由など	対応案	検討結果 ※会議後に追加
6	28 ページ 現行指針 2. 投資元本 割れのおそれ がある旨の表 示	<u>2. 投資元本割れのおそれがある 旨の表示</u> 「当該債券の価格は、金利の変動 等により上下しますので、償還前 に売却する場合には、投資元本を 割り込むことがあります。また、 発行者の経営・財務状況の変化及 びそれらに関する外部評価の変 化等により、投資元本を割り込む ことがあります。」旨の文言を必 ず表示する。	広告等の作成時の参考例として 表示の文例を追加してほしい。ま た、他に参考になる文例があれば 教示してほしい。	○現行案どおりとする。 ・投資元本割れのリスクは、1. (1) ①法令等記載事項において、「価 格変動リスクに関する文言」によ り記載されている。 また、価格変動リスクについての 参考例の表示は、特段、必要ない と考える。	同左。
2. 既発債における広告等 (30 ページ～)					
7	30 ページ	下記改定指針案に、“次に掲げる 場合を除き、 <u>原則として</u> 既発債に 関する広告等は作成しないこと とする”とありますが、記載の (1)、(2)、(3)以外の具体的な事例 をご教示いただけませんか。	どのような既発債の場合、広告等 を作成しない、という整理のため。	○修正する。 ・原案では私売出しに関する表示が 読み取れないため、下記一文を追 加する。 「なお、下記のほか、私売出しに関 する広告等を作成する場合は、 「4.個別銘柄の広告等」の「(11) 私募債・私売出し債」を参考とす ること。」	「(1) 既発債の広告等を作成で きる場合」の①、②及び③以外 には、私売出しに関する広告等 を作成する場合が想定される。 なお、当該指摘に係る記載につ いては、左記のとおり修正する こととなった。

	該当ページ 及び項目など	追加・修正の検討事項	検討の趣旨、背景、理由など	対応案	検討結果 ※会議後に追加
8	30 ページ	既発債の広告等については、「既発債である旨」を表示することを追加すべきである。	既発債は、新発債と規制・取引方法等が異なるため、「既発債である旨」を表示すべきである。	○修正する。 ・意見のとおり修正する。	第 7 回ワーキングにおける資料（資料 1）のとおり、「(2) 広告等における表示項目 イ. 必要表示項目」において、「③既発債であることが分かる文言」を追加することとなった。
9	30～31 ページ (1) 国内において募集又は売出しが行われた既発債の場合	「また参考価格（時価）を表示する場合には、○月○日現在の自社における価格であること、及び当該価格での約定を約束するものではないことを表示する。」で「当該価格での約定を約束するものではないこと」の表示は削除していただきたい。	参考価格であることが分かれば、当該記載は不要だと思われるため。	○現行案どおりとする。 ・一般の投資家が、「参考価格」の意味を理解しているとは必ずしもいえないことから、現行案どおりの説明の表示が必要であると考え。	「当該価格での約定を約束するものではないこと」を「当該価格での約定を約束するものではない旨」に修正することとなった。
4. 個別銘柄の広告等 (32 ページ～)					
10	32 ページ (1) 利付国債、公募地方債、政府保証	② 官公庁作成の店頭等に掲示することを目的としたポスターについては、当該ポスターに上記「必要表示事項」が表示されてい	左記ホームページのアドレス等は、当該官公庁の URL のことだと思量します。また、この規定では自社の必要表示項目が表	○修正する。 ・②の記載は削除する。	同左。

	該当ページ 及び項目など	追加・修正の検討事項	検討の趣旨、背景、理由など	対応案	検討結果 ※会議後に追加
	債及び財投機 関債	るホームページのアドレス等が 表示されていれば、「必要表示事 項」を表示しているものとみな す。	示しているとはみなされないこ とになると考えます。		
	33 ページ (2) 個人向け 国債（新発債）	<u>② 財務省作成の店頭等に 掲示することを目的としたポ スターについては、当該ポスタ ーに上記「必要表示事項」が表 示されているホームページの アドレス等が表示されていれ ば、「必要表示事項」を表示し ているものとみなす。</u>	金商法の広告規制上、手数料情 報、リスク情報、業者情報といっ た「必要表示事項」を広告物と一 体化せずに表示することは認め られていないと解しております。 パブリックコメントに対する金 融庁の回答（236 ページ No. 55）に基づいて文案を作成すべ きであると考えます。	同上。	同左。
11	32 ページ (1) 利付国 債、公募地方 債、政府保証 債及び財投機 関債 (2) 個人向け 国債（新発債） (3) 変動利付	※ 国債に関する広告等におい ては、金商法の必要表示事項のう ち、信用リスクに関する事項の表 示を行う必要はない。（地方債、 政府保証債及び財投機関債は表 示が必要。）	信用リスクは「金商法の必要表示 事項」に含まれませんので、「※ 国債に関する広告等においては、 金融商品販売法の説明事項であ る、発行者の信用リスクに関する 事項の表示を行う必要はない。 （地方債、政府保証債及び財投機 関債は表示が必要。）」としてはい かがでしょうか。	○修正する。 ・左記の趣旨のと通りの修正を行 う。	当該記載の趣旨が明確になるよ う、事務局より再度修正案を提 示のうえ、改めて検討を行うこ ととなった。

	該当ページ 及び項目など	追加・修正の検討事項	検討の趣旨、背景、理由など	対応案	検討結果 ※会議後に追加
	国債 (4) 物価連動 国債				
12	33 ページ (2) 個人向け 国債(新発債) (3) 変動利付 国債 (4) 物価連動 国債	「変動利付国債に関する広告等 においては、金商法の必要表示事 項のうち、信用リスクに関する事 項の表示を行う必要はない。」と あるが、信用リスクは金商法の必 要事項ではないため削除してい ただきたい。		○修正する。 ・「※ 国債に関する広告等におい ては、金融商品販売法の説明事項 のうち、発行者の信用リスクに関 する事項の表示を行う必要はな い。」とする。	同上。
13	33 ページ (2) 個人向け 国債(新発債)	① 中途換金の制限(5 年固定金 利の場合は、「2 年間は中途換金 (国への譲渡)できない旨及び中 途換金に際し直近 4 回分の利子 相当額を支払う必要がある旨」、 10 年変動金利及び 3 年固定金利の 場合は、「1 年間は中途換金(国 への譲渡)できない旨及び中途換 金に際し直近 2 回分の利子相当 額を支払う必要がある旨)」につ いて必ず表示する。	5 年物の個人向け国債の商品性 が変更されることを考慮し、「① 中途換金の制限について必ず表 示する。例えば、1 年間は中途換 金(国への譲渡)できない旨及び 中途換金に際し直近 2 回分の利 子相当額を支払う必要がある旨 を記載する。」等、汎用的な書き ぶりとしてみてはいかがでしょ うか。	○現行案どおりとする。 ・個別商品についての具体的な留意 事項については、できるだけ明確 に示したいと考える。	第 6 回広告 WG における資料 (資料 2 の別紙 2) のとおり、 修正することとなった。

	該当ページ 及び項目など	追加・修正の検討事項	検討の趣旨、背景、理由など	対応案	検討結果 ※会議後に追加
14	33 ページ (2) 個人向け 国債（新発債）	来年 4 月より、5 年固定金利の場合、1 年間は中途換金（国への譲渡）不可、中途換金に際しては直近 2 回分の利子相当額を支払うと変更されると認識しておりますが、下記改定指針案も、その時期に合わせ文言の修正等されとの理解で宜しいでしょうか。 (2) 個人向け国債（新発債） ① 中途換金の制限（5 年固定金利の場合は、「2 年間は中途換金（国への譲渡）できない旨及び中途換金に際し直近 4 回分の利子相当額を支払う必要がある旨」、10 年変動金利及び 3 年固定金利の場合は、「1 年間は中途換金（国への譲渡）できない旨及び中途換金に際し直近 2 回分の利子相当額を支払う必要がある旨」）について必		○修正する。 ・別紙 2 のとおり、来年 4 月の変更を踏まえた記述を追加する。	同上。

	該当ページ 及び項目など	追加・修正の検討事項	検討の趣旨、背景、理由など	対応案	検討結果 ※会議後に追加
		ず表示する。			
	33 ページ (2) 個人向け 国債(新発債)	5年債は、来年4月より商品が改善 されることが決まっているので、 カッコ書きの部分はその内容を 併記する記述にした方がよいの ではないか。		同上。	同左。
15	41 ページ (8) 外貨建外 債(ショーク ン債)、二通貨 建債券(デュ アル債、逆デ ュアル債)	「外貨建外債(ショークン債)」 から括弧書きを削除し、単に「外 貨建外債」とすべきと考える。	外貨建ての国内籍債券である 「ショークン債」の発行が途切れ てから約 20 年が経過しており、 「外貨建外債(ショークン債)」 という標題は市場の実態に沿わ なくなっている。単に「外貨建外 債」と表記した方が実態にも沿う ため理解しやすい記述となり、望 ましいと考える。	○修正する。 ・「(8)外貨建外債(ショークン債)、 二通貨建債券(デュアル債、逆デュ アル債)」を「(8)二通貨建債券(デ ュアル債、逆デュアル債)」とする。 (外貨建外債(ショークン債)につ いては、指針において記載しないこ ととする。)	同左。
16	43 ページ (9) 外国債券	「外貨ベースの利回り(税引前又 は税引後のものである旨を併記) を表示する。」は記載が望ましい 事項としての扱いであることを	26～27 ページで利回りは「表示す ることが望ましい事項」とされて いることから、利回り表示をする 場合は「外貨ベースの利回り」が	○修正する。 ・「利回り表示をする場合には、外 貨ベースの利回り(税引前又は税 引後のものである旨を併記)を表	同左。

	該当ページ 及び項目など	追加・修正の検討事項	検討の趣旨、背景、理由など	対応案	検討結果 ※会議後に追加
		確認したい。	望ましい、ということなのか、26～27 ページの記載は一般論であり、外債の場合は「外貨ベースの利回り」を表示しなければならない、ということなのかわかりづらいと思われるため。	示する。」とする。	
17	45 ページ (10) 仕組債 ③	削除すべき	一定の条件で元本が確保される仕組債も多々存在する中で、「元本確保型」という表記を一切してはならないというのは行き過ぎである。 (「満期償還時元本確保型」といったような表示まで規制すべきではない) 投資家に誤解を与えてはいけないという点については④で確保できている。	○ワーキングで検討する。 ・いわゆるデリバティブ投信については、投信協会の規則により、「元本確保型」、「条件付元本確保型」等の表現を投信の名称に使うことはできない。 これとの平仄により、現行案では、仕組債についても「元本確保型」、「条件付元本確保型」等の表現を仕組債の名称として表示しないこととしている。	(10) 仕組債の③及び④の留意事項は店頭デリバティブ取引に類する複雑な仕組債を想定したものであることが明確になるよう、事務局より修正案を提示のうえ、改めて検討を行うこととなった。
18	45 ページ (10) 仕組債 ④	④「利率や利払い通貨が変動する債券に関して、償還が建て通貨ベースで100%であることのみをもって、「元本確保型」や「元本安全」などの表示は行わな	「建て通貨ベースで元本確保型」との表示を行なえば投資家に誤解を与えることはないため。また、「償還が建て通貨ベースの債券」の説明に、「利率や利払い通	○現行案どおりとする。 ・現行案は、「建て通貨ベースで元本確保型」の表示を必ずしも禁止していないと考える。	同上。

	該当ページ 及び項目など	追加・修正の検討事項	検討の趣旨、背景、理由など	対応案	検討結果 ※会議後に追加
		い。」を、「償還が建て通貨ベースで100%であることのみをもって、「元本確保型」や「元本安全」などの表示は行わない。 (「建て通貨ベースで元本確保型」との表示は可)」 と変更していただきたい。	貨が変動する債券」を用いる意味はないため。		
19-1	45 ページ (10) 仕組債 ⑤	⑤ 注意喚起文書は約定（契約締結）前に交付することになっており、勧誘する際に交付済みであること確認する必要はないのではないため、以下の文章を削除いただきたい。 <u>※当該説明資料を用いて勧誘を行う場合は、顧客に投資勧誘規則第 6 条の 2 で規定する注意喚起文書が既に交付されていることを確認する必要がある。</u>		○修正する。 ・ご意見のとおり、当該文章を削除する。	広告指針(平成 23 年 7 月 4 日付) 45 頁の (10) ⑤の 2 つ目の※「当該説明資料を…必要がある。」を削除し、それ以外の⑤の記載は広告指針(平成 23 年 7 月 4 日付) のとおりとすることとなった。

	該当ページ 及び項目など	追加・修正の検討事項	検討の趣旨、背景、理由など	対応案	検討結果 ※会議後に追加
19-2	45 ページ (10) 仕組債 ⑤	削除すべき	確認書の受け入れに至るまでには、条件書の提示や契約締結前交付書面による説明等のステップがあり、敢えて広告資料にまで重要事項を細々と記載せずとも投資家保護は十分に確保されている。 そもそも、広告資料を重要事項の説明書として使用しているケースがあるのか疑問。	○現行案どおりとする。 ・説明資料により重要な事項等を説明し、確認書の受け入れを行う場合の留意事項であり、当該説明資料は広告に該当する。平成 22 年 5 月 14 日付け会員通知において、確認書の利用にあたっては、顧客に対して説明資料等と別葉で渡し、形式的に確認させるだけで終わるということのないよう十分留意する必要がある旨通知しており、現行案はこれを趣旨としている。	同上。
		「当該確認書の確認事項と関連付けた表示（確認書の項番の明示等）を行う。」を削除して頂きたい。	説明資料と確認書の関連付けは、確認書への記載を求められるもので、説明資料に求められるものではないとの理解のため。		
		全ての広告等について、説明すべき重要事項の表示を行う必要はなく、「店頭デリバティブ取引等に関する確認書」受け入れの際に、少なくとも一度交付・説明する資料に、説明すべき重要事項の	明確化のため。		

	該当ページ 及び項目など	追加・修正の検討事項	検討の趣旨、背景、理由など	対応案	検討結果 ※会議後に追加
		表示を行えばよい、との理解でよい。			
20	46 ページ (11) 私募債、 私売出し債 ②	削除すべき	「望ましい」事項まで、敢えて指針に記載する必要はないと思われます。	○修正する。 ・別紙 3 のとおり修正する。	同左。
	46 ページ (11) 私募債、 私売出し債 ②	「個別銘柄の表示を行う場合は、50 名以上に対する勧誘（募集・売出し）とならないよう、ナンバリングを行う等の工夫を行うことが望ましい。」との記載の冒頭に「少人数向け勧誘の場合で」を追加。	50 名以上の勧誘が問題となるのは少人数私募や少人数私売出しの場合のみであり、私募や私売出し一般に係る制限ではないため。	○修正する。 ・別紙 3 のとおり修正する。	同上。